

平成 31 年 3 月 29 日
八王子市医師会長 石塚太一

病院等への住所（住民票）設定について（ご依頼）

日頃は医師会業務に尽力頂きありがとうございます。今般、下記のような事象が発生しました。このため医師会と市役所（地域医療政策課・市民課・市民管理課・各出張所）において協議調整を図ったところ下記のような3つの手順にて「病院等への住所設定」手続きを経た上で住所(住民票)設定をすることに合意に至りましたので、各先生方におかれましては、相談室をはじめ事務方等への周知をお願いいたします。

◆発生事象

病院等に関しては、特別な事情等がない限り、安易に住所設定ができないにも係らず、住所（住民票）設定に至ってしまったケースが発生しました。（この住所設定は後に解除となり家族の住まいに住所（住民票）移転をしています）

◆今後の手順について

別紙①に患者又は利用者本人（家族・後見人等を含む）に記入してもらい病院等の窓口
に提出をしてもらう。

次に病院等では申請を受けた①を協議の上、別紙②の許可書を患者又は家族を含む関係者等に交付する。

◆市役所（出張所を含む）に別紙②の許可証を持参の上、住所設定手続きを行う。市役所ではこの手続きを経たことの確認と共に「住基台帳」に記録をする。従って病院等に住民票設定をする場合は、別紙②の提出がないとできません。

今後は単身者や日本における国民皆保険制度のため、病院等に住所を設定しないと療養が出来ない事態も懸念されるため、今般の住所設定等における手続きを開始することとなりましたことを付け加えます。

※この件に関するご質問等がありましたら、この件の当事者となりました、陵北病院の村山事務長までご連絡をお願いいたします。

☎651-3231 fax651-2320